

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光聖会（以下、「法人」という。）の役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事長、業務執行理事、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員に対して役員報酬を支給する。

(支給額)

第3条 役員報酬は、法人の運営する施設数、業績、財政状況を勘案し、評議員会、理事会で協議をした上で、理事長が決定する。

2 理事長、業務執行理事の報酬は月額制とし、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員の報酬は、別途定める報酬額に回数を乗じた額を支給する。

(支給日)

第4条 役員報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用の支給)

第5条 役員が出張する場合は、旅費を支給する。

旅費の種類は、出張手当、交通費、宿泊費とし、次の通り支給する。

	出張手当	交通費	宿泊費
理事長・業務執行理事	10,000円（※1）	実費	実費（※2）
評議員・理事・監事・評議員選任・解任委員	5,000円（※1）	実費	実費（※2）

（※1）出張手当は、出張に要した日数に応じて支給する。

午後出発または午前帰着の場合は手当の半額を支給する。

（※2）1泊10,000円を限度とする。

2 その他の基本的事項については従業員旅費規程を準用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるものほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

平成29年4月1日 一部改定施行